（船舶安全法施行規則の一部改正）

第二十三条　船舶安全法施行規則（昭和三十八年運輸省令第四十一号）の一部を次のように改正する。

第六十六条第十七項に次のただし書を加える。

ただし、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）第三条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して前各項の検査、書換え、再交付又は交付の申請をする場合において、当該申請を行つたことにより得られた納付情報により納めるときは、現金をもつてすることができる。

（不動産の鑑定評価に関する法律施行規則の一部改正）

第二十四条　不動産の鑑定評価に関する法律施行規則（昭和三十九年建設省令第九号）の一部を次のように改正する。

第十六条に次のただし書を加える。

ただし、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）第三条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して（第三十四条において「電子情報処理組織により」という。）不動産鑑定士試験の受験の申込みをする場合において、当該申込みを行つたことにより得られた納付情報により納付するときは、現金をもつてすることができる。

第三十四条に次のただし書を加える。

ただし、電子情報処理組織により法第二十三条第一項の登録の申請をする場合において、当該申請を行つたことにより得られた納付情報により納付するときは、現金をもつてすることができる。

（特殊貨物船舶運送規則の一部改正）

第二十五条　特殊貨物船舶運送規則（昭和三十九年運輸省令第六十二号）の一部を次のように改正する。

第三十三条第六項中「前五項」を「前各項」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）第三条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して前各項の承認、測定、検査又は認定の申請をする場合において、当該申請を行つたことにより得られた納付情報により納めるときは、現金をもつてすることができる。

（小型船造船業法施行規則の一部改正）

第二十六条　小型船造船業法施行規則（昭和四十一年運輸省令第五十四号）の一部を次のように改正する。

第六条に次のただし書を加える。

ただし、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）第三条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して法第四条の登録の申請をする場合において、当該申請を行つたことにより得られた納付情報により納付するときは、現金をもつてすることができる。

第十条第五項に後段として次のように加える。

この場合において、第六条ただし書中「法第四条の登録」とあるのは、「法第十四条第一項の変更登録」と読み替えるものとする。

（ダム使用権登録令施行規則の一部改正）

第二十七条　ダム使用権登録令施行規則（昭和四十二年建設省令第五号）の一部を次のように改正する。

第九条に次のただし書を加える。

ただし、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）第三条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して令第十六条第一項の交付又は閲覧の請求をする場合において、当該請求を行つたことにより得られた納付情報により納付するときは、現金をもつてすることができる。

（海上における人命の安全のための国際条約及び満載喫水線に関する国際条約による証書に関する省令の一部改正）

第二十八条　海上における人命の安全のための国際条約及び満載喫水線に関する国際条約による証書に関する省令（昭和四十五年運輸省令第三十九号）の一部を次のように改正する。

第十五条第二項に次のただし書を加える。

ただし、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）第三条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して前項の申請をする場合において、当該申請を行つたことにより得られた納付情報により納めるときは、現金をもつてすることができる。

（海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律施行規則の一部改正）

第二十九条　海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律施行規則（昭和四十六年運輸省令第三十八号）の一部を次のように改正する。

第三十九条の二第五項に次のただし書を加える。

ただし、法第五十一条の三第二項ただし書の規定により現金をもつて手数料を納付するときは、同項ただし書の申請を行つたことにより得られた納付情報により、当該手数料を納付するものとする。

第四十条第四項中「前各項」を「前三項」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、電子情報処理組織により前三項の型式承認若しくは検定又は型式の変更の承認若しくは交付若しくは再交付の申請をする場合において、当該申請を行つたことにより得られた納付情報により納付するときは、現金をもつてすることができる。

（旅行業法施行規則の一部改正）

第三十条　旅行業法施行規則（昭和四十六年運輸省令第六十一号）の一部を次のように改正する。

第二十五条の四第一項第一号中「以下同じ」を「第二十五条の五第二項において同じ」に改める。

第四十一条第一項ただし書を次のように改める。

ただし、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）第三条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して法第六条の三第一項の更新の登録又は法第十一条の三第一項の試験の受験の申請をする場合において、当該申請を行つたことにより得られた納付情報により納めるときは、現金をもつてすることができる。

第四十一条第二項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　法第二十五条の二第九項の規定により前項の手数料を旅行業協会に納付する場合にあつては、前項の規定にかかわらず、当該旅行業協会の試験事務規程に定めるところによる。

（積立式宅地建物販売業法施行規則の一部改正）

第三十一条　積立式宅地建物販売業法施行規則（昭和四十六年建設省令第二十九号）の一部を次のように改正する。

第三条を削り、第二条第二項第七号中「積立式宅地建物販売業法施行令（以下「令」という。）」を「令」に改め、同条を第三条とする。

第一条の次に次の一条を加える。

（電子情報処理組織による申請の場合の許可手数料の納付方法）

第二条　積立式宅地建物販売業法施行令（以下「令」という。）第二条第二項ただし書の規定により現金をもつて許可手数料を納めるときは、同項ただし書の申請を行つたことにより得られた納付情報により、当該許可手数料を納めるものとする。

第十条第一項第四号中「第二条第二項第三号」を「第三条第二項第三号」に改め、同項第五号中「第二条第二項第五号」を「第三条第二項第五号」に改める。

附則第二項の前の見出し及び同項から附則第七項まで並びに附則第一項の見出し及び項番号を削る。

別記様式第二中「（第二条関係）」を「（第三条関係）」に改める。